

射水市入札参加資格審査申請書提出要領（定期受付）

平成31・32年度において、射水市（市民病院含む）が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」「清掃等業務委託（その他業務委託）」「物品購入」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出してください。

なお、入札参加資格決定後、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。平成31年4月、市ホームページに掲載予定。）に登載しますが、これによって直ちに発注や入札の指名があるというものではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、申請書等に事実と異なる事項を記載したときは、名簿から抹消する場合がありますので、ご注意ください。

1 申請者の要件

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項^(注)（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。 ※4ページに掲載
また、同条第2項各号のいずれかに該当し、本市の入札参加資格を抹消された場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- イ 税の滞納がないこと。
- ウ 申請者の代表者、役員又はその使用人が射水市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号及び第3号に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者については、これらの開始が決定されていること。

(2) 建設工事

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- イ 資格審査を希望する業種について、名簿登載予定日の1年7か月以内の建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をする直前の営業年度の終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあっては総合評定値の記載のある者であること。
- ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに加入していること。（加入義務があるものに限る。）
(注) 社会保険等への加入条件の確認は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」により行い、当該通知書による加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが必要です。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務

業務に関して法律上必要とする資格を有していること。

ア 測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録

イ 建築コンサルタント業務（建築一般）

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録

ウ 建設コンサルタント業務

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録

エ 地質調査業務

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録

オ 補償コンサルタント業務

(ア) 補償コンサルタント業務

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2による登録

(イ) 不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録

(ウ) 登記手続等

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録

(4) 清掃等業務委託（その他業務委託）

ア 業務に関して必要とする許可、認可、登録等があること。※営業に関し許可、認可、登録等が必要な業種を希望する場合のみ。

イ 申請時において、営業年数が1年以上の実績を有すること。

(5) 物品購入

ア 物品販売に関して必要とする許可、認可、登録等があること。※営業に関し許可、認可、登録等が必要な業種を希望する場合のみ。

イ 申請時において、建設用原材料の買入れについては、営業年数が2年以上、その他物品購入については、営業年数が1年以上の実績を有すること。

2 申請書等の提出

(1) 提出期間

平成31年1月7日(月)から平成31年1月31日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とします。

(注) **提出期間終了後は、随時受付開始日（平成31年4月1日）まで申請を受付けませんの**でご注意ください。（随時受付の詳細については、市ホームページで案内します。）

(2) 提出先及び問合せ先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市役所 財務管理部 管財契約課 契約係（射水市役所 4階）

TEL 0766-51-6617（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送（メール便・宅配便等可）とします。

ア 持参する場合

受付時間は、2(1)の期間中、**午前9時から午後5時まで**（正午から午後1時までを除く。）とします。

提出時の書類確認は行いませんので、あらかじめご了承ください。

イ 郵送する場合

2(1)の最終日の消印を有効とします。

メール便等の場合は、2(1)の最終日までに到着するよう提出してください。

(4) 提出書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧表（様式24～27）」のとおりであり、提出部数は、**1部**です。

「提出書類一覧表」を含め、様式等は、市ホームページ「平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期受付）のご案内」から取得してください。**窓口では配布しません。**

(注) 様式及び添付書類の見直しを行っている場合がありますので、必ず上記ページに掲載の様式等を参照し使用してください。

当該様式以外（任意様式可の場合を除く。）を使用した場合は、申請を受付けません。

(5) 製本方法

申請書等は、A4サイズに統一し、「工事」、「委託」、「物品」の部門ごとに、A4フラットファイル（**色の指定はありません。**）に綴ってください。

(注) 「測量・建設コンサルタント等業務」と「清掃等業務委託（その他業務委託）」を同時に提出する場合は、同じファイルに綴じ、共通様式の提出は、1部としてください。

(6) 受領確認

市様式による受領証の発行は行いません。受領確認が必要な場合は、提出の際、任意様式の受領証を用意してください。用意された受領証への受付印の押印のみ行います。

郵送の場合は、受領証様式を裏面に記載した返信用はがき（又は受領証及び切手を貼付した返信用封筒）を同封してください。**受領証が同封されていない場合は返信しません。**

3 入札参加資格の有効期間

平成31年4月1日から**平成33年（2021年）3月31日までの2年間**です。

4 その他留意事項

(1) **入札参加資格決定の通知は行いません。**公表する名簿で登載の有無及び登載内容を確認してください。

(2) 建設工事の入札に参加を希望される場合は、毎年、経営事項審査を受けなければなりません。

有効期間（審査基準日から1年7か月）が切れる前に手続きをして、更新した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出してください（提出先は2(2)に同じ。）。

- (3) 申請書等の内容に変更が生じた場合は、「入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）」を提出してください（提出先は2(2)に同じ。）。

【変更届の提出が必要な事項（一例）】

ア 商号又は名称	エ 使用印鑑
イ 営業所の名称及び所在地	オ 入札参加希望業種
ウ 代表者及び受任者の氏名	カ 営業所専任技術者（建設工事の場合）

（注） 変更届の様式は、市ホームページ「入札 各種様式」から取得してください。

- (4) 次のいずれかに該当するときは、名簿から抹消することがあります。

- | |
|---------------------------------|
| ア 1(1)から(5)までに掲げる要件に該当しなくなったとき。 |
| イ 申請書等に事実と異なる事項を記載したとき。 |
| ウ 4(3)の変更届の提出をしなかったとき。 |

【参考】 1(1)関係

地方自治法施行令（抜粋）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。